

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	合葬式墓地の使用許可の取消し
概要	大阪市設霊園条例により、一定の場合には、市長は使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退場を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市設霊園条例（昭和24年4月1日条例第32号）第20条の12 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次のいずれかに該当する場合は、合葬式墓地の使用許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退場を命ずることができます。 1. 偽りその他不正の手段により使用許可を受けた場合 2. 霊園条例に違反し、又は霊園条例に基づく指示に従わない場合 3. 埋蔵使用者が使用許可の取消しを申し出た場合において、当該使用者が霊園条例第20条の5第2項各号に規定する再度の埋蔵使用許可を受けようとするとき等 4. 個別参拝室の使用者が使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
備考	